

## 【2】 「釈尊のサンガ」のイメージ

〔0〕 あくまでも現時点では、推論の域を出るものではないが、筆者の考えている「釈尊のサンガ」のイメージは次のようなものである。

〔1〕 筆者の想定する「釈尊のサンガ」は例えていえば、レギュラー・チェーン店の方式の組織ではなくて、フランチャイズ・チェーン店の方式の組織である。

〔1-1〕 レギュラー・チェーン店は、固有名詞を用いることを許していただきたいし、この方面の知識に乏しいので、誤りがあるかも知れないが、私の理解するところでは例えばそれはイトーヨーカ堂である。イトーヨーカ堂には全国に支店が展開されていて、運営の面ではかなりの部分は各地の支店に委任されているとしても、最終的には資金調達やその建物・施設の設置、人材の配置、商品の購入・管理などはすべて本部の責任のもとで行われており、もちろん独立採算的な会計制度は持っているであろうが、最終的には利益も損失も本部で一括して「決算報告書」が作成される。したがって各地のイトーヨーカ堂の店長や主立ったスタッフは、本社で採用されて各地の支店に派遣されるのであるから、時々転勤があるし、支店の開設や閉鎖は本部で意思決定される。もちろんこのチェーン店全体は一つの組織であるから、その組織を運営するための「定款」があるであろう。

これに相当する宗教教団は例えばカトリック教会である。カトリック教会ではこれもかなりの部分は各国・各地の教区、あるいは個々の教会に委任されているとしても、すべての聖職者の最終的な任免権はヴァチカンにあり、したがって神父さんが大阪教会から東京教会に移動するということもありえる。また世界各地にある教会財産もバチカンの統括下にあり、個々の教会にその管理運営は任されているとしても、取得や売却は教区やバチカンの許可を得なければならない。そしてこれを統括する本部の運営規則も当然のことながら存在するであろう。例えば法皇などもこれにしたがって選任されるのである。

〔1-2〕 これに対するフランチャイズ・チェーン店方式の組織は、例えばセブンイレブンである。全国にあるセブンイレブンの店舗は、基本的にはそれぞれが独立した小売商店であって、したがって土地も店舗の設備・備品も、資金も人材も商品の購入・管理なども一切は小売店の責任のもとに行われ、利益も損失もまた小売店のものということになる。しかし加盟料を払って、商品はセブンイレブン系統の仕入れルートによって仕入れ、ディスプレイや商品の管理などについてのノウハウを提供してもらっている。要するにブランドとそのもつノウハウが全国のセブンイレブンをひとつに結びつけあっているわけである。もちろん本部であるセブンイレブン・ジャパンと一つ一つのセブンイレブンの店舗は、それぞれ契約によって結ばれているが、しかし全国に散在するすべてのセブンイレブンの店舗や人材を統括管理するような組織は存在しない。

宗教団体でいえば、このような組織に相当するのは日本の宗派であろう。本山と末寺は一応一つの組織体を形成しており、統括宗教法人となっている。したがってもちろんこれにはこれを運営するための規則である「寄付行為」がある。しかし住職の任免は形式的には本山が行うのであろうが、実質的には各末寺に委ねられている。境内地も寺院の建築物もすべてそれぞれの末寺の所有であり、施設・設備などの取得も売却も法人格を持つそれぞれの末寺

が行う。すなわちカトリック教会がヴァチカンと全世界の教会が緊密に1つにつながっているようには、本山と末寺はそれほど緊密な結びつきはなく、末寺の活動の自由度はかなり高い。しかし寺院の門には所属の宗派が書かれているし、儀式の内容や手順・方法には一定したものがあって、大きな法事などでは組内の寺院の住職などのネットワークによって互いに協力しあう体制ができているから、やっぱり一つの大きな組織には属しているのである。

[1-3] 「釈尊のサンガ」もまさしくこのようなフランチャイズ・チェーン店のような組織であったものと考えられる。「第1論文」に書いたように、出家授戒やサンガ追放は各サンガの自由意志のもとでなされたし、サンガの長も「論文13」で書いたように、それぞれのサンガにおいて自然発生的に決められていった。また「第2論文」に書いたように、客来比丘も自由にそれを使用できる権利は「律蔵」の規定によって保証されていたが、しかし園林や精舎の所有権や運営権は各サンガにあった。

しかし「釈尊のサンガ」の場合は、セブンイレブン・ジャパンや宗派の本山のような統括的な法人格の存在も知られないし、釈尊と各サンガがどのような形で関係しあっていたのかも明確ではない。そういう意味ではフランチャイズ・チェーン店や日本の宗派よりももっと曖昧であったが、しかしどのサンガも釈尊の説かれた「法」と「律」にしたがって運営されており、特に「律」には罰則を伴った強制力があるので、それぞれのサンガは同一性が保たれていた。したがって各サンガが出家授戒や波羅夷罪による処罰を行えば全サンガに効力が及び、あるいは一つのサンガで行う羯磨は全サンガからオーソライズされたものになりえた。本部というものの存在は認められず、それは結局釈迦牟尼仏という仏一人に帰結していたのであるけれども、「釈尊のサンガ」というぼんやりした組織はあったと考えないわけにはいかない。また近隣のサンガとのネットワークもあって、羯磨の種類によっては20人以上の比丘あるいは比丘尼によってなされなければならないが、その人数に達しないサンガの場合は、近隣のサンガと共同して羯磨を行ったのであり、比丘・比丘尼たちが自由に各サンガを往来していたことは何度も書いた。

[1-4] もっとも釈尊はなぜ「釈尊のサンガ」をレギュラー・チェーン店的方式ではなく、フランチャイズ・チェーン店的方式にされたのかという疑問が生じるが、これについては後に考察する。

[2] しかしもしインド全土に散在するすべてのサンガが、釈尊の説かれた「法」や「律」という一つの規則によって運営され、ぼんやりとはしていても一つの組織体を構成したとするなら、それらを結びつける具体的でシステムティックな装置がなければならない。もしそういうものがなかったなら、結局それは観念的な紐帯で終わってしまったであろう。

[2-1] *Theragāthā* 第1024偈によれば、釈尊は在世中の45年の間に82,000回の説法をされたとされている<sup>(1)</sup>。平均すると1日5回くらいのお説教をされていたことになる。もちろん信じるにたる数字ではないが、これが誇張でないくらいに釈尊はたえずどこかで説法されていたであろうことは推測に難くない。また「随犯随制」といわれるように、釈尊は何か事が起こるたびに経分別に記録される出家修行者の生活規定や、韃度に収録されているサンガ運営に関する規則を定められた。

そしてもし「釈尊のサンガ」が存在したとするなら、これらの「法」や「律」はできるだけ

け速やかに、しかも正確に、全国に散らばっている出家修行者やサンガに周知・徹底される必要があった。特に「律」の規定は、それを知りえない状況にあったことが証明されれば、それを犯しても「不犯」とされるのであるから、全国の出家修行者のほとんどすべてがこれを知らないという状況にあったとするならば、「律」は実質的にはなんら効力のないものになりおおせなければならない。

- (1) 阿難の詩として次のようにうたわれている。「私は、ブッダから八万二千の教えを受けました。また比丘から二千の教えを受けました。こうして八万四千の教えが行われているのです (caturāsīti saḥassāni ye 'me dhammā pavattino) 。」

[2-2] 携帯電話もない、インターネットもない、テレビもラジオもない、新聞や雑誌すらもない、唯一口コミに頼るしかなかった今から2500年も前の、しかも飛行機も新幹線も自動車もない、徒歩やせいぜい牛車にでも頼らざるを得ない広いインドで（別の論文で論じるつもりであるが、舟は渡河の手段として使われたのみで、ほとんど交通手段としては使われなかったものと考えられる）、情報が可及的速やかに全国の出家者に伝えられ、周知徹底されるようなシステムがあったなどは想像できないかもしれない。現代の日本では、国会で新たに制定されたり改訂されたりした法律は、「官報」という形で印刷に付され、インターネット上に流されて、国民はそれを知らなかったという言いわけができないようになっているが、「律蔵」も法律であるかぎり、これに代わるようなものがなければ実効性は期待できないわけである。

しかし実は、こうした情報がかなり速やかに、しかも正確に全国各地に伝達されるシステム、すなわち全国に散らばる「仏弟子たちのサンガ」を釈尊につなぐ仕組みが構築されていたのである。それが布薩であり、雨安居であり、自恣であり、あるいは遊行であった。遊行はサンガの行事として義務化されていたわけではないが、布薩・雨安居・自恣はサンガの定例行事であり、しかもすべての出家者は義務として、一人残らず参加しなければならないものであった。

次節ではこれについて考えてみたい。